

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	根拠条項	資料番号	11	担当課	環境・ゼロカーボン推進
大気汚染防止法	18-4	不利益処分の種類	一般粉じん発生施設使用管理基準適合命令等		
大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）					
（基準遵守義務）					
第十八条の三 一般粉じん発生施設を設置している者は、当該一般粉じん発生施設について、環境省令で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。					
（基準適合命令等）					
第十八条の四 都道府県知事は、一般粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該一般粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。					
大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年六月二十二日号外厚生省、通商産業省令第一号）					
（一般粉じん発生施設の構造等に関する基準）					
第十六条 法第十八条の三の環境省令で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は、別表第六の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。					